別表六(二)の記載要領第1号中「(所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第5条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の7（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）又は第66条の9の7（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含む。)」を削り、同第三号中「第112条第11項」を「第112条第14項」に改め、同第四号及び第五号を削り、同第六号を同第四号とし、同第七号を削る。

別表六(二の二)の表を次のように改める。

別表六（二の二）　当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期に納付する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の計算	納付分	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「29」）	1	円	当期に個別控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	納付分に係る減額分（別表六(四)「31」）	10	円
		利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(五)「14」）	2			みなし納付分に係る減額分（別表六(四)「32」）	11	
	みなし納付分	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「30」）	3			特定外国子会社等に係る減額分（別表十七(三の三)「17」）	12	
		利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(五)「15」）	4			計 (10)+(11)+(12)	13	
	計 (1)+(2)+(3)+(4)		5		前個別控除対象額又は	・　・ ・　・　期分	14	
	特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表十七(三の三)「18」）		6		前個別控除対象額又は	・　・ ・　・　期分	15	
	納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計 (1)+(2)+(6)		7		前個別控除対象額又は	・　・ ・　・　期分	16	
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計 (3)+(4)		8		前個別控除対象額又は	・　・ ・　・　期分	17	
	計 (7)+(8)		9		前個別控除対象額又は	計 (14)+(15)+(16)+(17)	18	
					合計 (13)+(18)		19	
(19) － (9)							20	
当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (9) － (19)							21	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）